

平成 24 年度

富士見市環境基本計画市民策定委員会（第 6 回） 議事録

【開催日時】 平成 24 年 7 月 4 日(水) 午前 9 時 30 分～11 時 40 分

【開催場所】 市役所本庁舎 2 階市長公室

【出席者】 策定委員会委員

長谷川委員長、澤田副委員長、柳田委員、横山委員、眞木委員、
古賀委員、加藤委員、齋木委員、宮委員、矢野委員、清水委員、
羽石委員、関根委員、川添委員

事務局

新井環境課長、大橋副課長、佐々木主査
(株)環境総合研究所
吉田、寺山

【次第】 1. 開会 (事務局)
2. 委員長あいさつ (長谷川委員長)
3. 素案について
4. その他
5. 閉会 (事務局)

【配布資料】 1. 事前配布 環境基本計画素案（第 4 章以降）

【議事要旨】

1. 素案について

事務局より事前資料 1 について補足説明。

【素案（第 4 章以降）の補足説明】

- ・ 素案第 3 章までについては、第 5 回市民策定委員会で審議された内容を踏まえ修正中である。
- ・ 庁内各課に素案を配布し、内容確認を依頼中であり、各課の意見も踏まえ修正を加える予定である。

【審議内容】

◆ 第 4 章「基本方針①生き物を守り育てよう」について

委 員： P.30「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づいた本市の「ふるさとの森」8,900m²の指定根拠は何か。県条例の改正等で見直しがあるのか確認したい。

事務局： 県の条例に基づく指定であり、市条例での根拠はない。県条例等に基づく見直しについては、現在、環境課では情報を持っていない。富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会を通して担当課に確認する。

委 員： 例えば緑の基金など緑の保全対策として、市の考えはあるのか。

事務局： 市としても緑の保全に対する考えを持っている。市の指定について、担当課が検討している。

委 員： 外来生物の種名を本計画に掲載するのか。ハクビシンは本市での確認はあるのか。貴重種の種名を本計画に掲載するのか。保存樹林・保存樹木は名札付きのものと解釈してよいか。伐採した場合の対応を確認したい。「ふるさとの森」の指定は公表されるのか。

委 員： 外来生物、貴重種の種名は、資料として掲載すればいいと考える。

事務局： 外来生物、貴重種の種名は、資料として掲載する。ハクビシンによる農作物への被害は聞いているが、件数の把握はしていない。保存樹林・保存樹木は名札付きのものと解釈してよい。伐採については、開発によるもの、台風などによる被害などによる伐採など、様々なケースが考えられるが、所有者の意志を尊重している。ただし、安易な伐採等は控えていただきたい旨を伝えている。

委 員： P.30 施策の方向にある具体策はあるか。

事務局： 施策の方向に基づく「施策の内容」、「各主体の実践行動」に示している。

◆第4章「基本方針②里地里山を守り育てよう」について

- 委員： P.34 勝瀬小学校ビオトープとあるが、学校名が限定されている理由を確認したい。多自然型工法について、アドバイスしてもらえる機関があるのか、過去の実績を確認したい。「継続的な放射性物質を実施し」とあるが、その他として生態系への影響が考えられる農薬や遺伝子組み換え作物について掲載することについて、意見を伺いたい。
- 事務局： 各小中学校についても確認し、修正する。多自然型工法の実績については確認し、後日回答する。
- 委員： 既に富士見市では減農薬や遺伝子組み換えの対策は行っていると思うので、施策内容の項目に追記してもいいと考える。
- 委員： 現在、農産物は、遺伝子組み換えについては行っていないはずである。敢えて本計画に掲載する必要性について協議する必要がある。また、農作物については、JA に栽培の履歴を提出している。
- 委員： 給食などでは、地元農産物がすべて使われているわけではないので、体制整備を含めて項目の追記の発言をした。
- 委員： トレーサビリティを踏まえた内容の再検討が必要と考える。
- 副委員長： 本施策内容は、環境配慮型農業の推進であるので、トレーサビリティについては、項目名に矛盾すると思うが。
- 事務局： P.47「有害化学物質の推進」との整合も含めて、農薬や遺伝子組み換えについて掲載する方向で修正する。
- 委員長： 「農薬」の表現でいいのか。
- 委員： 殺虫剤、除草剤などの総称を通常「農薬」としているが、農業者の意見を伺いたい。
- 委員： 中学生が理解できる表現となると。「農薬」は総称でいいと考える。
- 委員： 「農薬」を殺虫剤や除草剤、殺菌剤と分けて表現した方がいいと考える。
- 事務局： 「農薬」の表現は分けて表現することを考える。
- 副委員長： P.47にある「殺虫剤・除草剤」はすべて日常生活で使われるものと解釈できるが、混同してしまう可能性がある。
- 事務局： P.47の表現も含めて調整する。
- 委員： 本市の特徴である斜面林の表現を掲載してはどうか。
- 委員長： 修正案の中で掲載するよう検討いただく。
- 委員： 里地里山の利用・整備の積極性について掲載することを提案する。

- 委員： ほとんどが私有地であるため、里地里山の利用を謳うのは難しいと思う。地権者に理解を促す文言があってもいい。
- 委員： 取り組み内容として大まかな表現を掲載してはどうか。
- 委員： 「利用」と表現すると、私有地に勝手に入られると解釈される可能性があると思うが。
- 副委員長： 市有地や市の持っている緑地はあるか。
- 事務局： 市が買い上げたり、借りたりしている緑地はあるが、ほとんどが民有地である。
- 委員： 「公園や緑地を通して、里地里山の理解につながる活動に積極的に参加するとともに、活動の機会をつくる」といった表現を掲載すればいいと考える。
- 委員： P.36 行政の実践行動として「水と緑のネットワーク」の設定根拠を確認したい。
- 事務局： 第4次基本構想の中での考え方を踏襲している。
- 委員： 実践行動の中で斜面林の保全に関する内容を掲載できないか。
- 委員： 水と緑のネットワークに包含しているので、掲載は不要だと思う。
- 委員： P.35 「見える化」とあるが、ここでは表現が不適切では。例えば「生産者の顔が見える」等の表現に変更した方がいいと考える。
- 事務局： 修正する。

◆第4章「基本方針③水を大切にしよう」について

- 委員： P.38 近隣の河川改修の実態を顧みたとき、国や県との連携した保全との言葉に矛盾を感じる。本市独自の保全方法など、本市の積極性を謳った方がいいのではないか。「公園整備」とあるが、全部の公園に対して透水性舗装の導入と解釈されない表現としていただきたい。
- 委員長： 「公園整備」については、修正案での修正をお願いする。
- 委員： 河川改修について、そもそも本市独自の整備が可能なのか。
- 委員： 逆に国や県に働きかけるとした表現ができないか。
- 事務局： 河川整備については、整備事業の際に、国や県から市の意見を申し上げる機会がある。県でも水辺環境の整備を積極的に進めているので、市としても積極的に意見していくことを考えている。
- 副委員長： できることを絞って表現することが適切ではないか。
- 委員長： 表現は変えずに、最終案で意見を伺う。

◆第4章「基本方針④快適な生活空間を創ろう」について

- 委員： P.42 花いっぱい運動の花が園芸種か。園芸種であるならば、公園・緑地の整備の施策内容と合わないと思われる。
- 事務局： 景観についての整備として掲載した。
- 委員： P.43 きれいなまちづくりの推進に掲載されているので、公園・緑地の整備の施策内容から削除してもいいと思うが。
- 副委員長： 花いっぱい運動は重複するところが多いので、整理して修正すればいいと考える。
公園・緑地の整備にある施策内容からは削除し、その他重複する箇所は整理する。
- 委員： P.43 「地域に適した樹種を選定する」とあるが、選定・植栽・管理の表現を行政の実践行動に入れた方がいいのでは。
- 委員： 街路樹の具体的な管理はどのようにしているのか。
- 事務局： 道路担当課、及び公園緑地担当課にて管理している。ケヤキについては、針ヶ谷地区の落ち葉の苦情や、ふじみ野駅周辺ではムクドリの寝床になる等が生じている。樹種を選定に関しては将来的なことを踏まえ、考える必要がある。
- 委員長： 行政の実践行動に「街路樹の選定・植樹・管理」の表現を加える。
- 委員： 「市民」の実践行動に「～します。」とあるが、市民に押しつけられていると解釈される。
- 委員： 行動として悪いことは掲載されていないので、市民の宣言として解釈すればいいと考える。

◆第4章「基本方針⑤健全な生活を送ろう」について

- 委員： P.47 福島第一原発事故について、放射性物質が拡散された際、県で実施している放射能測定器は壊れたと思われ、特に周知されなかった。市として、独自に放射能測定を実施して、広報する体制は整っているのか。「迅速な情報提供」とあるが、そこはないか。
- 事務局： 現在「防災計画」を見直しており、体制や対策を検討している。「迅速な情報提供」との整合は図られていると考えている。放射能に関しては、章立てを設けて掲載していただきたい。
- 委員： 放射性物質が拡散されたことは事実として認識しているが、本市が放射性物質の除染区域に入っているとの認識は持っていない。ただし、公共施設において放射線量率を測定し、市の基準を超えたものについては対応し、基準を下回ったことを確認している。従って、本計画に章立てで掲載することは考えていない。
- 事務局： 同上
- 委員長： 前回委員会で決定した構成案に沿って審議する。

委員： 都市計画マスタープランとの整合は図られているのか。活性化される取り組み内容を掲載してはどうか。

委員： キャッシュモブが謳われているが、実践行動のなかで具体的な取り組みが掲載されていない。環境の面で考えていることがあるか。

委員長： 次回委員会で継続審議内容とする。

副委員長： 基本方針と施策内容の順番が適切ではないと思われる。

委員長： 次回委員会で継続審議内容とする。

◆第4章「基本方針⑥資源を大切にしよう」について

委員長： P.50 施策の考え方で、地震と発電所事故が分かれているが、統一をお願いします。

委員： P.51 「見える化」とあるが、敢えて掲載する必要があるか。

副委員長： 誰でもエネルギーが「見える」といった取り組みが進んでいる。

委員： ここでの「見える化」との表現は適切と思われる。

委員： 施策内容に、「普及」、「促進」、「啓発」、「推進」、「支援」とあるが、こうした具体的な取り組みについて確認したい。

事務局： P.52 には行政の取り組みとして掲載しており、行政活動としても地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で実施している。富士見市環境施策推進市民会議を通して、キャンペーンを実施、啓発活動を行っている。太陽光発電システムについては、昨年度から設置世帯に対し 50,000 円の奨励金を交付している。

委員： 市役所や学校に太陽光発電システムの導入は考えていないのか。

事務局： 進めるとの情報はない。

委員： ごみ焼却場の熱エネルギー利用についてはどうか。

事務局： 実施されていない。

副委員長： 「エコアクション 21」とあるが、取り組みやすいシステム作りは市として考えていないのか。市の率先した導入により、事業者への啓発につながる可能性はある。

事務局： 確認する。

◆第4章「基本方針⑦緑を増やそう」について

副委員長： 基本方針①「緑の保全」との違いは何か。

事務局： 基本方針①については、生物に対する施策を掲載している。基本方針⑦については、地球温暖化対策に対する施策を掲載している。重複する箇所については整理する。

委員： P.53 「冷房使用の抑制」とあるが、基本方針に合っているか。

事務局： 壁面緑化による冷房使用の抑制について掲載した。

委員： 地球温暖化対策では、冷暖房の抑制を謳った方がいいのではないか。
事務局： 確認する。

◆第4章「基本方針⑧ごみを減らそう」について

委員： P.55 施策の考え方で、ごみの増加を聞いている。将来的に大型店舗の進出も想定できるので、増加抑制を謳った方がいいのではないか。
副委員長： 平成23年度の排出量が公表されれば、データの比較ができる。
委員長： 平成23年度のデータ公表を踏まえた表現に修正する。
委員： P.56 生ごみの堆肥を安定的に農業に提供できることは難しいのではないか。
事務局： 確認する。
委員： エコバッグや過剰包装の制限などを掲載する必要はないか。
委員長： ごみを減らす取り組みについて、分かりやすい表現での修正案をお願いします。
委員： 分別に関する取り組みはできているのか。
事務局： 本市は、資源化率は高くない。資源化率向上の取り組みとして、生ごみの水切りを推進している。また、ダイレクトメールや封筒などの雑紙（ざつがみ）の資源化について取り組み始めたところである。
委員： ごみの分別の方法が分からない市民が多い。分別方法の広報やHPでの掲載を取り組みの1つとして掲載していただきたい。

◆第4章「基本方針⑨環境にやさしいまちづくりを進めよう」について

委員： 市として低公害化・低燃費型自動車に対する支援はないのか。
事務局： 現状では考えていない。
副委員長： スマートムーブとあるが、行政の実践行動として、循環バスの取り組みなどを言及する必要があるのではないか。
委員長： 行政の取り組みがあれば掲載をお願いします。
委員： P.58 施策の考え方に温室効果ガスの排出量が平成21年度とあるが、最新のデータに更新されるのか。
事務局： データの更新は、本計画の中で直近のデータに更新する。
委員： 自転車の安全性・利便性向上を図る対策があれば取り入れていただきたい。
事務局： 確認する。

2. その他

次回委員会の日程 平成24年7月18日（水）9時30分～開催場所：市長公室

次々回委員会の日程 平成24年8月8日（水） 9時30分～

以上